

## 宮崎県東臼杵郡椎葉村中瀬浅夫家文書に関する解題・目録

大賀郁夫

はじめに

1984年から始まった宮崎県史編纂事業では悉皆調査を前提とした史料調査が意欲的に行われ、歴大な史料が発掘・蒐集された<sup>(1)</sup>。これらの史料の多くはマイクロフィルムに収録され、整理・解読を経て『宮崎県史史料編』として刊行されたが、こうした作業が県内の郷土意識の高揚はもとより、史料に対する県民理解の深化や学術的歴史研究レベルの向上に多きく貢献したことは周知の通りである。

筆者も県内の近世史料調査に同行して各所蔵家を回り、地域ごとの史料の発掘・蒐集を行ってきたが、その度に痛感したことは、悉皆調査を目指しながらも時間的制限が大きく、かつ調査後の史料整理や目録作成が必ずしも十分なされたとはいいがたいことである。また現在こうした史料調査が実施されて既に10年余りが経過し、新たな史料の発掘や追加史料の存在が明らかにされていることもあり、近年では再調査の必要性が叫ばれているのが現状である。貴重な文化遺産である史料の散逸防止のためにも早急な調査・整理が必要であることは言うまでもないが、個人的な調査活動には極めて限界があり、公共機関による再調査・整理を含めて文書館の早期設置が強く要望される場所である。

現在筆者は東臼杵郡椎葉村を対象地域として史料調査・整理を行っているが、椎葉村歴史民俗芸能博物館の全面協力のもとで村内の所蔵家ごとの調査・整理および目録作成<sup>(2)</sup>を行っている。椎葉村内は県史編さん室が昭和60年(1985)夏に集中して調査を実施しているが、村域がきわめて広範でありかつ時間的制約もあって前回の調査・整理は必ずしも十分ではなく、また新史料発掘が各家で相次いでいる状態にある。

今回は、近年新史料が発見された同村大字大河内字小向の中瀬浅夫家に伝わる史料を、1995～97度に調査・整理し目録化した分を掲載した。

## I. 椎葉山関係史料について

椎葉山(現宮崎県東臼杵郡椎葉村)関係史料のうち支配側史料の多くは明治大学刑事博物館に所蔵されており、人吉藩相良文書のうち初期史料は熊本県立図書館、年貢帳簿関係史料は広島大学附属図書館、延岡藩豪商小田氏による明～天明期の材木伐出関係史料は九州大学九州文化史研究所の各所蔵となっている。また山中の在地史料は旧庄屋家をはじめ村役人家に多数残されている<sup>(3)</sup>。

昭和60年(1985)に県史編さん室によって行われた椎葉村内の在地史料調査では、村立歴史民俗資料館蔵(もしくは寄託)の8家を含む25所蔵家約700点を越える史料が確認・蒐集された。第1表は、同室が作成した「宮崎県史資料所在目録M41椎葉村」に示された村内史料所蔵家及び史料点数をまとめたものである。

このうち平成9年3月に刊行された『宮崎県史史料編』近世6(編集発行宮崎県)には、近世初頭の椎葉山騒動、山中支配状況、幕府巡見使対応関係、訴訟関係、年貢賦課をめぐる伺書関係、苗字帯刀一件、材木伐出一件に関する史料を中心に、村内史料7点、小田家

第1表 椎葉山関係所蔵家別史料点数一覧

文書・所蔵	所 在	総点数
内藤家文書	明治大学刑事博物館	113
相良文書	熊本県立図書館	69
相良文書	広島大学付属図書館	28
小田家記録	九州文化史研究所	1
椎葉福市	椎葉村大河内本郷	166
那須久実	〃 不土野うるわし	94
那須安蔵	〃 不土野坂本	76
椎葉 郵	〃 松尾下松尾	68
那須 廣次	〃 不土野古枝尾	44
右田 秀男	〃 大河内川ノ口	40
黒木 武太郎	〃 大河内中山	30
椎葉 兼蔵	〃 大河内合戦原	29
黒木 照美	〃 大河内榎尾	16
黒木 傳	〃 大河内川ノ口	15
那須 武士	〃 大河内川ノ口	13

文書（九州文化史研究所蔵）1点、相良文書（熊本県立図書館蔵）17点、相良文書（広島大学蔵）2点、明内藤家文書10点、の合計37点が収録されている。

しかし、こうした調査後10年余りが経過しているなかで、近年民俗芸能博物館の建設にともなう村内史料の悉皆調査が順次なされることで新たな史料発見が相次いでおり、今回紹介する中瀬浅夫家文書や那須定男家文書・甲斐シメ家文書等の新史料や、那須政登（安蔵）家文書の追加史料の発見などもその一つである。

浜 砂 忠	◇ 大河内大藪	11
右 田 松 蔵	◇ 大河内川ノ口	10
椎 葉 貞 夫	◇ 歴史民俗資料館	9
甲 斐 徹 男	◇ 〃	5
甲 斐 一 男	◇ 〃	4
十 根 川 神 社	◇ 〃	4
蔵 座 高 見	◇ 向山日当上	4
那 須 菊 弥	◇ 歴史民俗資料館	3
黒 木 ト シ 子	◇ 大河内中山	3
黒 木 竜 男	◇ 大河内梅尾	3
那 須 正 敏	◇ 歴史民俗資料館	1
椎 葉 操	◇ 〃	1
中 瀬 本 平	◇ 〃	1
総 計		911

(註) 村内史料所蔵家・点数は「宮崎県史資料所在目録 M41椎葉村」(宮崎県史編さん室、1988)より作成。

## II. 中瀬浅夫家文書について

中瀬家は同村大字大河内字小向にあり、藩政期に大河内掛小向村の小役人を勤めた家である（尤も寛延2年(1749)「椎葉山由来記全」(椎葉操家文書)には小向村には小役人はいない)。宝暦5年(1755)「椎葉山大河内村組焼畑見取御年貢米銀上納帳」(広島大学附属図書館蔵相良文書)によれば、同家当主中瀬徳左衛門は小向村に焼畑6枚・1町6反2畝6歩、嶽之枝尾村に茶畑1枚・4畝9歩、綾野村に焼畑1枚・1反6歩の計1町7反6畝21歩を名請している。同史料からは焼畑・茶畑分しかわからないが、同家に残された証書類をみると常畑・焼畑・新畑・屋敷地がかなりあったことがわかる。また居村を中心に広範な金融業を営んでおり、後述するように日向細島や肥後馬見原・球磨や豊後高松といった遠隔地の商品取引も盛んに行う在郷商人の側面も持っている。

同家の所蔵史料総点数187点のうち年号が明記されているのは91点、残りは無記入であるが、差出人や宛人名から確認すると全体の9割以上が近世期の史料である。年号が明記されている史料をみると最も古いものは元禄15年(1702)の寺請状であり、延享・寛延期11点、宝暦期14点、明和期24点、安永期23点と18世紀中・後期に約8割が集中していることがわかる。形態は豎紙102点、切紙47点、一紙12点、折紙6点、横折5点であり、横帳・冊子類は9点にすぎない。また内容としては、年号がある91点のうち証書類が80点で圧倒的に多く、その他は寺請状・神道関係10点、椎葉山由来1点である。無年号のものも96点のうち87点が証書類であり、他は宿手形・参詣関係6点、祓札1点、辞典1点、雑1点である。

このように現在中瀬家に残された史料は貸借関係を示す証文史料が中心であり、そこから近世中期の椎葉山内の経済・流通関係の一端を窺うことができる。証書類の差出人には中瀬家の居住する小向村を中心に、大河内掛大河内村・中山村・入子牧村・永野村・臼杵又村・今村・水越村・川ノ口村・小崎村・綾野村・原迎村・尾向村・嶽野枝尾村・桑木原村、下福良掛望田村・若宮村・中尾村・久保村、さらに延岡藩領高千穂鞍岡村などがみえる。以下、借用証書類、商品取扱関係および宗教その他の関係史料についていくつか紹介しよう。

### (1) 借用証書類

中瀬家文書の大半はこの借用証書類であるが、その入質物や返済・利分の規約に特徴がみられる。借用理由の多くは年貢滞納や公儀御用銀上納のためなどであり、入質には山内の支配地(焼畑か)や茶園・麦作畑もあるが、入質物がない場合が一般的である。またその返済には農産物一茶・椎茸・小豆・麦などのほか、年季奉公や利分に1日何人といった労働力での返済が極めて多い。いくつか例を示そう。

<史料①；仮番号9-9>

奉公人書物之事

一男 壱人 年拾四 半十郎  
 此給銀百四拾目 但シ壱匁ニ付錢七十文宛

右者年々御年貢方滞り御座候ニ付、組中相談之上明巳二月二日より辰二月二日迄丸年拾貳年季相究、給銀只今請取借用仕候、若年季之内奉公難勤罷出候ハ、壱年分式割之利足相加江元利指立可申候、若貴様方も御氣ニ入不申御出シ被成候ハ、何時も元銀指立可申候

一宗旨之儀浄土真宗全光寺旦那紛無御座候

一衣類之儀世上なみニ夏冬共被仰付可被下候

一此者取逃欠落等仕候ハ、急度尋出シ相定可申候

一此者永々之病氣指興候ハ、人晒(ママ)を指立申か、又者銀子を指立申か、急度埒明可申候事

右之通請人指立申上者、少茂相違無御座候、五人組判形を以仍而証文如件

寛延元年	奉公人親	延岡領高千穂蔵岡村	
辰 十一月十五日		源兵衛	印
	組内請人	惣之助	印
	同	佐平治	印
	同	弥太郎	印
	組頭請人	喜右衛門	印
	一類請人	宇平治	印

椎葉山之内小向村

中瀬丈七殿

これは延岡藩領高千穂鞍岡村の源兵衛が、年貢滞納のため中瀬丈七に銀(七錢)140目を借用し、その息子半十郎(14歳)を12年間の年季奉公に差出した際の証文である。奉公期間中の逃亡や病氣などを想定した賠償規定も明記されており、半十郎の過酷な条件下での労働が想定される。延岡藩領高千穂と椎葉山との経済的・人的交流を窺うことができる史料である。

〈史料②；仮番号14-3〉

借用申一札

一錢貳拾五匁 但七十錢 元銀也  
 内 拾匁 茶摘拾人かて  
 又七匁五分 五月直付時拾人かて  
 又七匁五分 八月薺切拾人かて

右之通相極メ借用仕候、万一不納之節ハ請人前カ弁江可申候、若又右之手間延引仕、後日ニ錢ニ而御取被成候ハ、壱人かて二百文宛御取被成候共一言之申分無之候、為後日仍而証文如件

安永七戌二月朔	桑木原村かり主	孫兵衛	爪印
	請人	徳三郎	

小向

中瀬慶兵衛殿

これは山内の借主孫兵衛が、七十錢25匁を借用しその元銀を手間賃で相殺するという内容である。茶摘みや作物の植付け・薺切りなどは人手も多く要する重労働であり、特に茶摘みにおいて顕著であったことがわかる。また手間を後日に錢で支払った場合は、一人分の手間賃を100文として弁済することを取決めていたなど興味深い内容である。

〈史料③；仮番号24-1〉

預り申銀子之事

一銀 四拾貳匁式り 元銀也

右之銀前々御上納其外諸入用ニ致借用申候、然処ニ無情故永々及延引申候、此節茶ニ而仕払可申様ニ御催促尤ニ存候、然共当年ハ茶取立少ク返済難成御断申入候、仍当秋椎茸其外諸品を以、明年茶限りニ者不残元利共ニ仕払可申候、為後日銀預り證文仍如件

明和三丙戌 六月廿五日

小崎村

那須紋之允

中瀬徳左衛門殿

これは貸主中瀬徳左衛門が元銀を茶で返済することを求めたのに対し、借主である那須紋之允は茶取立てが少ないのを理由に断り、代わりに椎茸やその他諸産物での支払いを約束したものである。住民の換銀作物の中心が茶であったことが窺える。

こうした証書類から、当時の椎葉山中における金融・経済状況や質物としての茶・椎茸・苧・楮などの流通、また労働を通じた人的関係を明らかにすることができる。

(2) 商品取扱関係史料

中瀬家文書からは同家と商品作物等の販売や生活品類を通して、領外商人との交流を窺うことができる。第2表は屋号をもつ商人とその取扱商品についてまとめたものである。

取引先としては肥後馬見原の樽屋、日向細島の平野屋、(肥後か)矢部屋などが多く、取扱商品も中瀬家からは茶・椎茸・煙草などの商品作物類が、また商人からは羽織・袴・反物・染物等の衣類や、線香・水引・糸・半紙などの生活需要品などに至るまで実に多彩な品目の取引がなされていたことがわかる。なかには煙草入れや亀甲櫛などの高級嗜好品の注文もあり、隔絶された山村とはいえ品物的な豊かさを感じる。中瀬家からの

第2表 史料にみる中瀬家の商取引

国・町	商人名	取扱商品
肥後馬見原	樽屋利兵衛・勘次郎	茶・木綿・半紙・反物・染物・飯米等
日向細島新町	平野屋善兵衛・吉左衛門	人継賃・椎茸・楮等
日向細町	万次郎	駄賃・塩等
豊後高松	肥後屋忠右衛門	線香・刷毛・櫛・水引・肴等
(肥後か)	矢部屋平右衛門	煙草・樽肴等
[不詳]	表具屋	表具類
〃	かしま屋善兵衛	仕立賃等
〃	越後屋金助	反物・仕立・飼肥・紺緞子類
〃	いせ屋吉左衛門	合羽・煙草入等
〃	ミの屋弁蔵	亀甲櫛
〃	川崎屋市兵衛	椎茸等
〃	ゑちこや和助	紺麻御衣・紺地綿等
〃	竹屋吉右衛門	糸・布類等
〃	布屋	反物
〃	さ、や治兵衛	椀・盃類
〃	かぎや半兵衛	袴羽織等
〃	伊丹屋善兵衛	木綿反物・羽織・椀・釘等

(註) 中瀬家文書より作成。但し、取扱商品は主要なものだけを示した。

商品の多くは質入れや返済によって集荷された産物類であり、これらは村人らによって駄賃付がなされ、細島や馬見原などに運ばれたと思われる。一例として日向細島新町の平野屋善兵衛との楮取引の史料を示そう。

<史料④；仮番号29-23>

覚

一楮式駄 十ノ式 九ノ九  
 九ノ五 八ノ八 此内壱ノ匁程悪敷かけ引ぬき捨テ有之  
 ノ三拾八ノ四百匁  
 式匁式分替  
 代八拾四匁四分八り  
 内 拾式匁 きしの(鬼神野)も駄ちん  
 又壱匁三分式り 田野原口銀  
 又十三匁六分四り 塩四俵代  
 ノ廿六匁九分六り

残り 五拾七匁九分 受取  
 内 五拾壹匁壹分 去年不足  
 差引六匁四分 過受取置  
 右之通御座候、戌年分受取申候、以上  
 亥九月廿六日  
 中瀬徳左衛門殿  
 同 慶兵衛殿

善兵衛「日向新町平野屋」判

これは徳左衛門・慶兵衛から平野屋善兵衛へ下した楮2駄(38メ400目)の代銀84匁4分8厘(楮1メ目=銀2匁2分替)を、延岡藩領鬼神野村からの駄賃12匁、田野原番所での口銀1匁3分2厘、および塩4俵代銀13匁6分4厘の合計26匁9分6厘を差引いた残り57匁9分を、昨年不足分51匁1分で差引き勘定したものである。結果的に平野屋が6匁4分の過受取となっている。代銀の一部が駄賃代や塩代等で相殺されているように、実質的な代銀受払いは銀(七銭)ではなく、別の品物・産物や手間・駄賃等で差引き勘定がなされていたことがわかる。

### (3) 宗教その他の関係史料

中瀬家は金融・商業に従事する一方で、近所の平田大明神の社家を勤めている。寛政8年(1796)「神主授与状」によれば、享保6年(1721)に中瀬権六、寛延元年(1748)に同徳左衛門、寛政8年に同久太夫が人吉の青井阿蘇神社神主大神氏より神主職を授与されている。また同時に神事参勤時の白張・風折烏帽子・浄衣の着用がそれぞれ免許されている。神官に関する史料は少なく、椎葉山における宗教活動を追うことはできないが、山中の神社と青井阿蘇神社や修験活動の中心の一つであった人吉の普門寺(焼失により現存せず)とのつながりを推測することができよう。

このほか中瀬家には豊後屋友七肝煎りの京宿幹旋書である「宿手形」や、伊勢参宮時の世話宿を書上げた「伊勢両官永代太々御神楽講」、伊勢参宮の手順を示した「参詣次第」があり、椎葉山中から伊勢参宮が行われたことも想定される。

### 結びにかえて

以上、中瀬家文書について大まかな解説を加えてきた。同家史料は証書類が中心で数量的にも豊富とはいいがたく、同家の経営状況や商業取引を明らかにするまでには至っていない。しかし、特に近世中期椎葉山における同家の経済・流通状況や、広範に亘る金融・商業・文化活動の一端を垣間みることができたと思う。椎葉山は地理的に隔絶され、石高制のもとで従来から非米作地域として僻地性や経済的・文化的後進性が強調されてきたが、こうした史料をより丹念に整理・分析することで、金融・経済活動の活発さや文化的先進性など従来とは異なる評価ができるように思われる。なお、具体的な分析は別稿であらためて行う予定である。

### 註

- (1)史料は藩領別に『宮崎県史 史料編』近世1(宮崎県、1991.3)から順次刊行され、1997年3月に近世6が刊行・完結した。
- (2)椎葉村内史料調査は、昭和60年(1985)7月に実施され、宮崎県史編さん室によって『宮崎県史資料所在目録M41』にまとめられた。
- (3)椎葉山騒動や支配組織等については、拙稿「近世期山村支配の基調と「公儀」—元和五年椎葉山騒動の再検討—」(『宮崎公立大学人文学部紀要』第2巻第1号、1994)参照。

### (付記)

史料の調査、撮影に際しては、中瀬浅夫氏に諸々の御配慮を頂いた。また、椎葉村民俗芸能博物館の永松敦氏・黒木光太郎氏、県立図書館の岩切悦子氏には貴重な御教示と御協力を頂いた。末筆ながら深謝

します。

なお、本稿は平成8年度宮崎学術振興財団助成研究事業「宮崎県内の近世文書の史料学的研究Ⅱ－旧人吉藩預所椎葉山地方を対象に－」の研究成果の一部である。

#### 凡 例

1. 本目録は、宮崎県東臼杵郡椎葉村大字大河内字小向の中瀬浅夫氏所蔵文書である。
2. 同家史料はいくつかの塊になっており、それを一つの群として仮番号で整理した。
3. 目録は整理時の仮番号ではなく、年代順に並びかえた。
4. 表題は原史料にあるものを記したが、〔 〕を付したものは筆者が付けた表題である。
5. 表中の（ ）は筆者が内容を補足したものである。

宮崎県東臼杵郡椎葉村大字大河内字小向 中瀬浅夫家文書目録

仮番号	年、月、日	西暦	表題	差出	宛所	形態	法量	内容・備考
28-2	元禄15. 4. 14	1702	宗門寺請状	普門寺印	[中瀬平左衛門]	堅紙1枚	28.0×34.4	椎葉山住人中瀬平左衛門親子、当寺檀那真言宗に相違無し
28-3	元禄15. 4. 14	1702	宗門寺請状	普門寺印	[助市]	堅紙1枚	28.1×32.8	椎葉山住人助市親子、当寺檀那真言宗に相違無し
28-4	元禄15. 4. 14	1702	宗門寺請状	普門寺印	[久之丞]	堅紙1枚	28.2×34.3	椎葉山住人久之丞、当寺檀那真言宗に相違無し
28-7	正徳 2. 2. 24	1712	證文	那須孫右衛門・中瀬合右衛門・借主喜兵衛	八介	堅紙1枚	22.7×30.7	貴様所持の水越村古屋敷1ヶ所、喜兵衛居屋敷に借用願
41	享保 5. 8. 25	1720	(白張着用免状)	青井神主信濃守大神権式	[中瀬権六]	折紙1枚	37.5×50.7	平田大明神社人中瀬権六へ神事参勤時の白張着用免状。包紙あり
28-6	延享 2. 7.	1745	屋敷證文之事	中瀬三助・中瀬丈七	中瀬善平	堅紙1枚	24.8×37.6	水越の小屋敷1ヶ所、当分不用に付借用し入用時は何時でも返却
8-13	延享 3. 9. 4	1746	證文	今村源四郎	小向村中瀬丈七・右同	堅紙1枚	25.0×37.3	親子共育渡世ため銀45匁(70文銭)借用、利分として1月3人手間
8-16	延享 3. 9. 6	1746	諸(ママ)文之覚	水越村喜兵衛	中瀬徳左衛門	堅紙1枚	25.0×25.8	銀60匁(70文銭)借用、利分として1月4人手間
26-1	延享 3. 12. 27	1746	證文	永野村地主椎葉又右衛門	小向村中瀬丈七・右同	堅紙1枚	27.4×40.4	稗・米1斗代として中嶋の茶園1枚差置。包紙あり
8-1	延享 3. 12. 27	1746	證文	白杵又村借主又七	小向村中瀬丈七	堅紙1枚	27.4×40.5	銀13匁(70文銭)を1月1人手間にて借用
9-5	延享 4. 8. 22	1747	口上	小切はた村銀かり主利平次・組頭清右衛門・右存乎平次	竹の江とう村兵八	堅紙1枚	27.6×33.4	小切畑村利平次姪(当時10才)、父母死去に付竹ノ枝尾村兵八方へ遺す
42	寛延 1. 11.	1748	(風折烏帽子浄衣着用裁許状)	青井神主大和守大神権住	[中瀬徳左衛門]	折紙1枚	37.5×50.4	平田大明神社人中瀬権六へ神事参勤時の風折烏帽子・浄衣着用免状。包紙あり
9-9	寛延 1. 11. 15	1748	奉公人書物之事	奉公人親延岡領高千穂藏岡村源兵衛・組内請人惣之助・同佐平治・同弥二郎・組頭請人喜右衛門・一類請人宇平治	小向村中瀬丈七	堅紙1枚	25.2×72.0	年貢滞納に付男1人代銀140目(70文銭)にて、明巳2月2日より辰2月2日迄丸12年季奉公、給銀は只今請取借用
28-1	寛延 2. 6.	1749	證文	小向村中瀬忠左衛門・枝村水越村中瀬久左衛門・同今村甲斐安右衛門・同右同村甲斐惣兵衛・同水越村百姓喜兵衛・同川内村右同喜右衛門	小向村惣村頭中瀬徳左衛門・枝百姓代今村源四郎	堅紙1枚	27.4×46.0	今度御見使越山に付、先年卒入後の新屋敷・新畑・焼畑茶等隠匿なき様申渡。包紙あり
26-5	寛延 3. 11. 24	1750	借用仕證文覚	小向村借主中瀬忠左衛門・久保村請人小夜人椎葉権平・竹野枝尾村請人同断中瀬孫八郎・今村請人甲斐惣兵衛	小迎村中瀬徳左衛門	堅紙1枚	23.2×37.3	公儀御用銀に付銀23匁(68文銭)借用、質として永迫の茶園差置

仮番号	年・月・日	西暦	表題	差出	宛所	形態	法量	内容・備考
26-2	寛延 4. 1. 15	1751	証文	銀かり主中瀬忠左衛門 ・同宮棒	中瀬文七・同徳左衛門	縦紙1枚	29.7×36.9	布子17代銀25匁(68文銭)借用、質として「そん野山」内の支配地差置
32	宝暦 5. 6. 2	1755	小崎村那須久太郎殿 方江貸帳面之写覚	小向村中瀬徳左衛門	(那須久太郎)	横帳9枚	13.6×40.5	亥6月以降久太郎よりの借銀差引勘定及び質入証文写
9-4	宝暦 5. 9. 10	1755	証文	白杖又村善六預かり主 ミヤ・受人中瀬清助・同 断同清兵衛	小向村中瀬徳左衛門	縦紙1枚	27.4×28.5	上納銀のため銀9匁8分3厘8毛借用、当秋に小豆にて相場次第返済
8-18	宝暦 6. 3. 21	1756	証文	白杖保村中瀬弥平次	中瀬徳左衛門	縦紙1枚	24.0×38.0	銀12匁(64文銭)借用、利分として1月1人手間(64文銭で返済)
8-7	宝暦 6. 6. 15	1756	借用申銀子之事	小向村かり主中瀬忠左 衛門	小向村中瀬徳左衛門	縦紙1枚	25.8×30.9	銀10匁(64文銭)借用、利分として1月1人手間。包紙あり
8-15	宝暦 7. 4. 24	1757	証文	川野口村右田甚兵衛	小向村中瀬徳左衛門	縦紙1枚	25.0×33.6	上納・諸入用のため銀15匁(64文銭)借用、利分として1月1人手間
9-1	宝暦 8. 12. 28	1758	証文	川野口村勘久米良次郎 助	小向村中瀬徳左衛門	縦紙1枚	24.4×31.2	上納銀差支に付銀15匁(64文銭)借用、利分として1月1人手間
34	宝暦 9. 6. 27	1759	小崎村久太郎殿名諸 品物貸覚帳	仲瀬徳左衛門		横帳3枚	14.0×39.6	卯3月2日より卯3月23日までの久太郎への大麦・小麦・稗・小豆等 貸付引合
8-20	宝暦 10. 7. 3	1760	預り申銀子之事	小向村枝水越中瀬甚八	小向村中瀬徳左衛門	縦紙1枚	24.9×28.8	銀15匁(64文銭)借用、利分として1月1人手間
8-5	宝暦 11. 12. 29	1761	預り申子分銀之事	川口村右田甚兵衛	小向村中瀬徳左衛門	縦紙1枚	31.5×29.3	上納銀差支に付銀15匁(62文銭)借用、利分として1月1人手間勤
8-10	宝暦 12. 6. 13	1762	預り申子分銀之事	みつし庄兵衛	小向村中瀬徳左衛門	縦紙1枚	24.1×26.2	銀60目(62文銭)借用、利分として1月2人手間
9-10	宝暦 12. 志やう文	1762	志やう文	小向枝今村甲斐安右衛 門	小向村中瀬徳左衛門	縦紙1枚	23.9×28.6	上納銀のため銀50目(62文銭)借用、利分として1月2人手間。返済 は62文銭にて
26-8	宝暦 13. 1763	1763	借用申銀子之事	小崎村質置主奈須久太 郎	小向村仲瀬徳左衛門	縦紙1枚	24.1×54.0	上納銀・渡世のため銀1貫985匁3厘5毛(62文銭)借用、質として 「はきのかつら山」内焼畑差置、元銀返済次第請返
24-9	宝暦 14. 6. 1764	1764	預り申銀子之事	うすき又又七	中瀬徳左衛門	縦紙1枚	24.3×37.5	上納・諸入用のため銀75匁4分7厘5毛借用、茶にて返済催促なれ ど当年茶取立無く当秋に推草・諸品にて返済
24-8	明和 1. 6. 19	1764	預り申銀子之事	はるノ向村中瀬佐五右 衛門	小向村中瀬徳左衛門	縦紙1枚	24.8×37.7	上納・諸入用のため銀63匁1分6厘2毛借用、茶にて返済催促なれ ど当年茶取立無く当秋に諸品にて返済
26-6	明和 1. 8. 1764	1764	書為替申一札之事	椎葉兵吉・存中瀬徳左 衛門	椎葉八兵衛・同源五左 衛門・同甚左衛門・同藤 十郎	縦紙1枚	24.6×37.3	上納・諸入用のため銀192匁7分(60文銭)借用、返済催促に付切畑 所1八重切に請取
24-7	明和 2. 5. 21	1765	預り申銀子之事	小さき那須紋之十	小向村中瀬徳左衛門	縦紙1枚	25.0×29.5	上納・諸入用のため銀40目7厘借用、茶にて返済催促なれど当年 茶取立無く当秋に推草・諸品にて返済
8-17	明和 2. 5. 1765	1765	預り申銀子之事	尾向村むめ	小向村中瀬徳左衛門 ・同齊次郎	縦紙1枚	27.3×33.0	上納・諸入用のため銀15匁(60文銭)借用、利分として1月1人手間
20	明和 2. 5. 1765	1765	証文	原迎村中瀬左五右衛門	中瀬徳左衛門・同才治 郎	縦紙1枚	27.3×56.0	上納・諸入用のため銀50目(60文銭)借用、茶にて返済催促なれど 当年茶取立無く利分に1月2人手間宛、才覚次第60文銭にて返済
24-2	明和 2. 5. 1765	1765	預り申銀子之事	今村源四郎・同所権助	小向村中瀬徳左衛門 ・同齊次郎	縦紙1枚	24.4×38.0	上納・諸入用のため銀15匁1分4厘4毛借用、茶にて返済催促なれ ど当年茶取立無く当秋に推草・諸品にて返済



仮番号	年・月・日	西暦	表題	差出	宛所	形態	法量	内容・備考
24-5	明和 2. 5.	1765	預り申銀子之事	小向村かき主松千代・存知中瀬忠左衛門	小向村中瀬徳左衛門・同才次郎	縦紙1枚	24.4×38.1	松千代親代に諸入用として借用の銀83匁3分3厘返済延引願
24-10	明和 2. 5.	1765	預り申銀子之事	今村甲斐徳兵衛	小向村中瀬徳左衛門・同才次郎	縦紙1枚	24.4×37.9	上納、諸入用のため銀53匁7分9厘4毛借用、茶にて返済催促なれど当年茶取立無く当秋に権革・諸品にて返済
24-4	明和 2. 6.	1765	預り申銀子之事	川之口村右田段助	中瀬徳左衛門・同才次郎	縦紙1枚	25.0×33.4	上納、諸入用のため銀88匁8分9厘9毛借用、茶にて返済催促なれど当年茶取立無く当秋に権革・諸品にて返済
24-6	明和 2. 6.	1765	預り申銀子之事	小向江村庄兵衛	小向江村中瀬徳左衛門・同才次郎	縦紙1枚	24.7×37.8	上納、諸入用のため銀247匁2分3厘7毛(利付)・同30目6分6厘5毛(無利)借用、茶にて返済催促なれど当年茶取立無く当秋に権革・諸品にて返済
24-11	明和 2. 6.	1765	預り申銀子之事	小向江村中瀬久左衛門	小向江村中瀬徳左衛門・同才次郎	縦紙1枚	24.6×37.9	上納、諸入用のため銀152匁1厘借用、茶にて返済催促なれど当年茶取立無く当秋に権革・諸品にて返済
24-12	明和 2. 6.	1765	預り申銀子之事	小向江村中瀬忠左衛門	小向江村中瀬徳左衛門・同才次郎	縦紙1枚	24.8×37.9	上納、諸入用のため銀5貫196匁4分6厘借用、茶にて返済催促なれど当年茶取立無く当秋に権革・諸品にて返済
8-6	明和 2. 8. 9	1765	預り申銀子之事	綾野村権業弥右衛門・同名津右衛門	小向村中瀬徳左衛門・同才次郎	縦紙1枚	24.4×36.5	上納、諸入用のため銀250目(60文銭)借用、利分として1月5人の手間
19	明和 2. 8. 9	1765	預り申銀子之事	綾野村権業弥右衛門・同名津右衛門	小向村中瀬徳左衛門・同才次郎	縦紙1枚	24.5×36.3	上納、諸入用のため銀34匁5分5厘借用、茶にて返済催促なれど当年茶取立無く当秋に権革・諸品にて返済
6-1	明和 3. 6. 21	1766	預り申銀子之事	小向村中瀬忠左衛門・松千代	小向村中瀬徳左衛門・同才次郎	縦紙1枚	27.5×41.0	銀6貫419匁2分6厘3毛(忠左衛門分)・同108匁3分2厘8毛(松千代分)借用、当秋権革・諸品、明年は茶にて返済。包紙あり
7-9	明和 3. 6. 22	1766	預り申銀子之事	川ノ口右田団助	小向村中瀬徳左衛門・同才次郎	縦紙1枚	27.1×40.3	銀87匁2分3厘9毛、外に銀58匁9分3厘借用、当秋権革・諸品、明年茶にて元利返済
24-1	明和 3. 6. 25	1766	預り申銀子之事	小崎村那須紋之允	中瀬徳左衛門・同才次郎	縦紙1枚	28.0×40.8	上納、諸入用のため銀42匁2厘借用、茶にて返済催促なれど当年茶取立無く当秋に権革・諸品にて返済
8-14	明和 3. 6. 29	1766	預り申銀子之事	水越庄兵衛・菊三郎	中瀬徳左衛門・同才次郎	縦紙1枚	28.0×40.0	上納、諸入用のため銀160目(60文銭)借用、利分として1月4人の手間
7-2	明和 4. 3. 9	1767	借用申銀之事	小崎村奈須久太郎	小向村中瀬徳左衛門	縦紙1枚	27.2×64.3	銀1貫985匁(62文銭)借用、質として「きのかくら山」入置
26-4	明和 4. 3. 9	1767	取替申一札之事	小向村中瀬徳左衛門	小向村奈須久太郎	縦紙1枚	26.8×40.4	上納銀・渡世のため用立銀1貫985匁(62文銭)の質地、用立銀返済次第請返す旨了承
33	明和 4. 3. 14	1767	小崎村奈須久太郎□ □貸取覚帳	中瀬徳左衛門	中瀬徳左衛門	縦紙7枚	27.2×19.8	宝暦13年6月25日算用の久太郎借銀1貫85匁3厘5毛・質の山内證文についての久太郎誤り一件の経緯
24-3	明和 4. 6. 22	1767	預り申銀子之事	川ノ口右田甚兵衛	小向村中瀬徳左衛門・同才次郎	縦紙1枚	24.3×36.5	上納、諸入用のため銀96匁8分8厘9毛借用、茶にて返済催促なれど当年茶取立無く当秋に権革・諸品にて返済
7-10	明和 5. 8.	1768	山内指預ケ申候證文之事	小向村中瀬徳左衛門・同苗次郎	小向中瀬幸之助	縦紙1枚	25.0×37.5	中瀬忠左衛門より質に差置いた土地の件(文面消墨)
8-11	明和 6. 6. 17	1769	預り申銀子事	竹野枝尾村市左衛門	小向村中瀬徳左衛門	縦紙1枚	24.0×35.9	上納差支に付、銀15匁(62文銭)借用、利分として1月1人手間
3	明和 6. 12. 20	1769	證文	川ノ口右田段助	小向村中瀬徳左衛門	縦紙1枚	24.5×56.3	年21匁6分宛年賦にて元銀216匁借用、権革・茶にて返済

仮番号	年、月、日	西曆	表題	差出	宛所	形態	法量	内容・備考
27-1	安永 2. 1.	1773	預り申銀子之事	嶽之枝尾村銀借り主椎葉次右衛門・あや野村同庄兵衛	・同幸次郎 小向村中瀬徳左衛門 ・中瀬慶兵衛	堅紙1枚	24.0×59.5	銀250目(70文銭)借用、返済として家内より「於すミ」10年季で奉公差出。包紙あり
16-3	安永 2. 9. 21	1773	借用申銀子之事	桑木原庄右衛門請人徳三郎	小向村中瀬慶兵衛	堅紙1枚	24.3×29.1	銀111匁(70銭)借用、明2月中椿10貫目にて返済
27-3	安永 3. 1.	1774	預り申銀子之事	小向村銀借り主源助・存中瀬忠左衛門	中瀬徳左衛門・同慶兵衛 中瀬慶兵衛	堅紙1枚	23.9×46.8	銀250目(70文銭)借用、返済として家内より「おちよ」10年季限り奉公差出
16-1	安永 3. 4. 12	1774	借用申銀子之事	桑木原村借主庄右衛門	中瀬慶兵衛	堅紙1枚	24.5×38.9	銀10匁(70銭)借用、質に前畑1枚差出、5月限り茶にて返済。包紙あり
16-2	安永 3. 4. 12	1774	証文	桑野木原徳三郎	中瀬慶兵衛	堅紙1枚	24.6×38.8	銀10匁(70銭)借用、返済困難時は入質の前畑1枚を私受取て相渡
7-5	安永 3. 6. 15	1774	預り申銀子之事	桑木原椎葉弥右衛門	小向中瀬慶兵衛	堅紙1枚	24.4×37.8	銀85匁3分借用、当秋椎茸にて返済
7-7	安永 5. 6.	1776	借用申銀子之事	望田村借主椎葉万蔵・受人椎葉忠吉	小向村中瀬慶兵衛	堅紙1枚	24.2×37.6	銀50目(70文銭)借用、来9月限り利足加え返済(滞時は家・諸道具・畑地にて返済)
6-5	安永 6. 5. 24	1777	借用申銀子之事	若宮村かり主椎葉与左衛門	小向村中瀬慶兵衛	堅紙1枚	24.6×38.4	銀15匁(70文銭)借用、1月に手間1人宛、質として麦1斗5升作畑を入置
9-3	安永 6. 7. 3	1777	借用申銀子之事	小崎村借主奈須利右衛門・同断同角右衛門	小向村中瀬慶兵衛	堅紙1枚	27.6×39.6	上納・諸入用のため銀1貫200目借用、当年より1年に銀30目宛返済
14-3	安永 7. 2. 1	1778	借用申一札	桑木原村かり主孫兵衛・請人徳三郎	小向中瀬慶兵衛	堅紙1枚	23.7×35.0	銀25匁(70文銭)借用、うち10匁は茶摘10人手間、7匁5分は5月の植付時10人手間、残り7匁5分は8月藪切に10人手間にて返済、銭にては1人に100文宛積
4	安永 7. 6. 10	1778	借用申銀子之事	竹ノ枝尾村中瀬勤七	小向村中瀬慶兵衛	堅紙1枚	27.0×79.4	元銀314匁7分借用、質として支配山のうち下谷山高椎葉山差置
7-3	安永 7. 6.	1778	預り申銀子之事	小向村源助	小向村中瀬徳左衛門 ・同名慶兵衛	堅紙1枚	24.0×37.4	銀484匁7分2厘借用に付、来年より諸品にて元利返済
13-2	安永 7. 6.	1778	預り申銀子之事	川ノ口村右田甚兵衛	小向村中瀬徳左衛門 ・同名慶兵衛	堅紙1枚	24.0×37.5	上納・諸入用のため銀247匁7分7厘借用、来年より茶にて返済。包紙あり
15-2	安永 7. 6.	1778	預り申銀子之事	竹野枝尾村中瀬加四郎・同名六兵衛	小向村中瀬徳左衛門 ・同名慶兵衛	堅紙1枚	23.9×37.4	上納・諸入用のため銀1貫190目8分借用、茶にて返済催促のころ茶取立無いため来年より諸品にて返済。
18-4	安永 7. 6.	1778	預り申銀子之事	白杵俣村中瀬佐五右衛門・同名新千代	中瀬徳左衛門・同名慶兵衛	堅紙1枚	24.0×37.5	上納・諸入用のため銀722匁1厘1毛借用、茶にて返済催促なれど当年茶取立無く来年より諸品にて返済
26-7	安永 7. 6.	1778	預り申銀子之事	竹野枝尾椎葉次右衛門・綾野村椎葉庄兵衛	小向村中瀬徳左衛門 ・同名慶兵衛	堅紙1枚	23.9×37.3	上納・諸入用のため銀164匁8分2厘3毛借用、茶にて返済催促なれど当年茶取立無く来年より諸品にて返済
14-2	安永 7. 8. 21	1778	[覚]	小中尾村奈須入太郎	小向村中瀬徳左衛門	堅紙1枚	25.1×45.5	久太郎との地境及び銀取扱についての詫び
6-3	安永 9. 6.	1780	預り申銀子之事	綾野村椎葉庄兵衛・同忠平・請人同忠吉	小向村中瀬徳左衛門 ・中瀬勤次郎	堅紙1枚	24.0×39.1	銀193匁4分(70文銭)借用に付、明6月限り茶にて返済
6-4	安永 9. 6.	1780	預り申銀子之事	嶽之枝尾村中瀬新助	小向村中瀬徳左衛門 ・中瀬勤次郎	堅紙1枚	24.2×39.2	銀127匁4分1厘8毛(70文銭)借用、明6月限り茶にて返済

仮番号	年・月・日	西暦	表題	差出	宛所	形態	法量	内容・備考
7-1	安永 9. 6.	1780	預申銀子之事	白杵侯椎葉常助・證人 椎葉忠吉	小向村中瀬徳左衛門 ・中瀬勘次郎	豎紙1枚	24.3×39.3	銀391匁1分3厘4毛借用に付、1年50日宛毎年6月限り返済。包紙2枚
7-6	安永 9. 6.	1780	預り申銀子之事	瀬之枝尾村奈須権右衛門・請人椎葉忠吉	小向村中瀬徳左衛門 ・中瀬勘次郎	豎紙1枚	24.1×39.5	銀181匁2分4厘7毛(70文銭)借用、明6月限り茶にて返済 端裏「銀子相滞候節者拾匁ケ之伊勢講くじ取次第二無滞返済可致候」
18-1	安永 9. 6.	1780	預申銀子之事	瀬之枝尾新九郎	小向村中瀬徳左衛門 ・中瀬勘次郎	豎紙1枚	24.1×38.3	銀41匁4分7厘8毛(70文銭)借用、明6月限り茶にて返済。包紙あり
18-3	安永 9. 6.	1780	預り申銀子之事	竹野枝尾村中瀬加四郎 ・同名六兵衛・證人椎葉忠吉	中瀬徳左衛門・同勘次郎	豎紙1枚	24.4×39.2	銀1貫518匁(70文銭)借用、1年50日宛6月限り年賦返済
18-2	天明 4. 12	1784	證文	白杵侯原向中瀬蔵之助	小向村中瀬徳左衛門	豎紙1枚	14.8×39.0	銀・大豆上納・諸入用・古本代のため銀34匁8分5厘借用、明1月2月限り駄賃にて返済、不納時は前箇の麦不残差立
43	天明 5. 1. 15	1785	椎葉山由来 (記)			冊子20枚	27.4×20.0	墨付20枚、表紙は後世書入れ、後半3枚欠
35	天明 5. 7. 25	1785	中瀬幸之助殿引合帳	中瀬徳左衛門・中瀬栄吉・中瀬勘次郎		横帳7枚	14.0×40.4	中瀬幸之助の貸銭算用控
15-1	天明 8. 7. 25	1788	借用申證文之事	小向村中瀬幸之介	中瀬徳左衛門・同栄吉 ・同勘次郎	豎紙1枚	24.5×37.5	銀687匁7分6厘6毛(70文銭)借用、徳左衛門方より払方催促に付諸品にて返済。包紙あり
15-3	寛政 4. 12.	1792	頼母子書入證文之事	竹之枝尾小向村中瀬栄吉・同勘次郎・請人同名 竹ノ枝尾村中瀬与次右衛門・右同断下福良名 桑弓野村椎葉忠吉	肥後馬見原町樽屋利兵衛・同専助	豎紙1枚	26.9×58.9	銀353匁5分6厘(70文銭)頼母子に借用、圖当り次第支払
38-3	寛政 8. 1. 14	1796	〔神主授与状〕	青井神主信濃守大神朝臣惟迪	〔中瀬久太夫〕	豎紙1枚	18.4×50.0	享保6年7月中瀬権六、寛延1年12月中瀬徳左衛門、寛政8年1月中瀬久太夫宛神主授与状
40	寛政 8. 1. 14	1796	〔白張着用免状〕	青井神主信濃守大神朝臣惟迪	〔中瀬久太夫〕	豎紙1枚	34.9×49.5	平田大明神社人中瀬久太夫へ・神事参勤時の白張着用免状。包紙あり
7-8	享和 3. 8. 25	1803	〔覚〕	小崎村奈須十郎右衛門	小向村中瀬久太夫	豎紙1枚	23.7×38.0	今度銀子返済に付質物請返。前欠
44	天保10. 2.	1839	般若心経秘鍵	綾野村弥惣治		冊子26枚	27.0×19.8	般若心経秘鍵并序通照金剛撰(弥惣治年69歳書之)
1	弘化 3. 4.	1846	借地證文之事	中尾村中瀬団蔵	小向村中瀬宇右衛門	豎紙1枚	26.9×40.9	中尾居屋敷と所持地引替えし私借地居屋敷すること。包紙あり
13-3	弘化 3. 4.	1846	地面引替證文之事	空地椎葉忠吉	中瀬宇右衛門	豎紙1枚	27.1×40.5	宇右衛門所持の地面、弟団蔵居屋敷建築のため忠吉所持地面と引替。包紙あり
38-2	文久 3. 8. 17	1863	〔神主授与状〕	青井神主大神准式	〔中瀬正太夫〕	折紙1枚	18.1×50.6	「右授与于中瀬正太夫訖慎勿勿怠」
39	文久 3. 8.	1863	〔白張着用免状〕	青井神主典膳大神准式	〔中瀬正太夫〕	折紙1枚	36.0×50.8	平田大明神社人中瀬正太夫へ・神事参勤時の白張着用免状。包紙あり
47	明治 16. 10. 3	1883	〔規約案文〕		「新奇セニ人ヲ雇フ文」・「藪焼ニ人ヲ雇フ文」他。表紙「書翰規約書責任者小向青年支部」	冊子36枚	23.2×16.5	
12-1	(明治)		記	当村徳左衛門	□□村宇右衛門	豎紙1枚	12.2×15.5	焼酎58盃半、代1円82銭5厘勘定書上。包紙あり

仮番号	年・月・日	西曆	表題	差出	宛所	形態	法量	内容・備考
12-2	(明治) 戊 5. 29		記		小向村筆者殿	一紙1枚	13.9×32.9	嶽ノ枝尾村椎葉藤千代妹新、椎葉九郎右衛門家内松次郎の生年月日等調査し差納る様依頼
2	6. 6		覚	慶兵衛	細島万次郎	切紙1枚	15.7×31.4	小崎又半四郎ら、駄賃として塩2俵請取
5	西 2. 11		年賦証文之事	白杵保村七兵衛	小向村中瀬徳左衛門	堅紙1枚	27.4×35.7	七銭96匁7分借用、当西～成年2年賦で48匁3分6厘宛返済
6-2	3. 20		手形	大河内奈須宇林右衛門	嶽枝尾名衛役人兼中	堅紙1枚	27.3×40.5	平田大明神入用のため杉2本伐出願に付勝手次第
7-4	9. 10		〔覚〕	中瀬徳左衛門	奈須久太郎	堅紙1枚	23.8×17.6	銀1貫985匁3分4厘5毛借用、預り畑地請返規定の違約の件
8-2			覚	中瀬慶兵衛	・同中瀬徳左衛門	堅紙1枚	24.1×29.5	湯山政斤高メ5俵・263斤、他書上
8-3	12. 25		覚	中瀬慶兵衛	椎葉治郎右衛門	切紙1枚	15.5×43.7	源助借用銀85匁4分2厘6毛に付、椎葉5斗4升1合(代69匁5分5毛)差引勘定
8-4	4. 19		覚			切紙1枚	12.6×39.0	椎草6斗8升、代106匁7分6厘書上
8-8	西 5. 28		志やう文	うすき又枝はる向村又七	小向村中瀬徳左衛門	堅紙1枚	23.8×26.7	上納銭15匁(70文銭)借用、利分として1月1人手間
8-9	卯 11. 18		志やうもん	なかの村市郎右衛門	小向村中瀬徳左衛門	堅紙1枚	24.4×28.4	銭11匁2分(64文銭)他合28匁7分借用、利分として1月2人手間
8-12	午 9. 21		志やう文	みつこし中瀬甚八	小向村中瀬徳左衛門	堅紙1枚	24.2×28.2	銀15匁(62文銭)借用、利分として1月1人手間
8-19	卯 11. 18		志やうもん	中村市左衛門	小向村中瀬徳左衛門	堅紙1枚	24.4×27.4	古手3匁・代15匁(64文銭)借用、利分として1月1人手間(64文銭で返済)
9-2	子 6. 24		借用申銀子之事	入子牧村かり主黒木三四郎・同市右衛門・同村受人同市左衛門	小向村中瀬徳左衛門	堅紙1枚	24.4×21.9	銀66匁7分4厘7毛(64文銭)借用、当10月限り穀物(稗・大豆・小豆等)の秋相場にて返済
9-6			〔包紙〕					9-5の包紙。表紙「鞆岡小切畑村利平次姪けさヲ賞申候書物巻痛入」
9-7	未 2. 20		志やう文乃覚	竹ノ枝尾半次郎・同女房・受人中瀬弥八郎	小向村中瀬丈七	堅紙1枚	30.0×37.3	銀25匁(80文銭)25匁5分借用、質として茶園差置。上部破損あり
9-8	亥 6. 20		御上納銀借用仕申候志やう文之事	入子蔭村かり主黒木市右衛門・同村同三四郎・同村請人同市左衛門(中瀬)慶兵衛	小向村中瀬徳左衛門	堅紙1枚	22.4×26.0	銀65匁5分7厘5毛(70文銭)借用、当10月限り椎草・粟・稗・大豆・小豆にて返済
10-1	亥 7.		覚		伊久平・かめつる	一紙1枚	16.9×93.5	戌6月～亥7月13日までの上納銀・講銭・茶つみ賃・塩・染代・米代の算用。紐2本入り
10-2	亥 7.		覚	(中瀬)慶兵衛	水越源助	一紙1枚	17.0×145.1	戌6月～亥7月までの麴・米・足袋・煙草・酒等の算用
10-3	亥 7.		覚	(中瀬)慶兵衛	村尾権右衛門	一紙1枚	16.9×144.1	戌6月～亥7月までの酒・塩・上嶋・米等の算用
10-4	亥 7.		覚	中瀬慶兵衛	彦兵衛・新助	一紙1枚	16.8×328.8	戌6月～亥7月までの麴・米・染・煙草・煙管等の算用。馬見原・球磨・肥後との取引あり
11-1	11. 20		覚	慶兵衛	権右衛門	一紙1枚	15.1×52.6	馬見原・鹿遊等への権八駄賃の差引勘定書上
11-2	11. 26		覚	慶兵衛	幸助	一紙1枚	15.5×104.3	茶・筵代の酒代・細工賃等での差引勘定書上
11-3	12. 3		覚	慶兵衛	彦兵衛	一紙1枚	15.4×76.0	馬見原・鹿遊への駄賃に対する酒・うどん・足袋代等差引勘定
11-4	12. 3		覚	慶兵衛	桑木原権右衛門	一紙1枚	15.4×87.3	麴・酒・苧等代銀に対する馬見原・浜町寺への駄賃差引勘定
11-5	亥 5. 7		覚	慶兵衛	権右衛門	一紙1枚	15.0×68.5	戌12月～亥4月までの煙草・酒・米代に対する茶代等の差引勘定

仮番号	年・月・日	西暦	表題	差出	宛所	形態	法量	内容・備考
11-6	3.		覚	平野屋善三郎・吉左衛門	実右衛門	切紙1枚	15.5×25.5	いわし代等差引勘定
11-7	6. 10		書状	大内内奈須源右衛門	中瀬徳左衛門・同慶兵衛	一紙1枚	16.4×44.3	年賦及び当春六老(轡轡)村よりの人継賃を8月15日限り夜狩内与兵衛方へ持参するよう依頼。包紙あり
13-1	10. 15		書状	大内内奈須源右衛門	小向村中瀬徳左衛門	横折1枚	15.7×46.1	慶兵衛方への銀借用延引に付、話合のため今月朔日訪問のこと。包紙あり
14-1	2. 30		[覚]	大内内村那須字祐右衛門	白杵又村・竹枝尾村・小向村・川ノ口村小役人衆中	堅紙1枚	27.4×37.4	富高表御用にて召連御礼のため各々人吉役所へ出頭。包紙あり
14-4	1. 22		手形	大内内奈須字祐右衛門	小向村中瀬徳左衛門	堅紙1枚	27.3×40.0	徳左衛門家内預は当年より勤次郎方家預を勤る様帳面書立
17	12. 1		書状	大内内奈須字祐右衛門	小向村中瀬徳左衛門	堅紙1枚	28.0×40.6	座中勤中大勢参上し世話になったことへの礼状。包紙あり
21	5. 18		書状	大内内奈須源右衛門	小向村中瀬慶兵衛	堅紙1枚	24.8×37.6	前段銀借用分に当夏茶3俵請取。包紙あり
22	2. 26		書状	大内内奈須字祐右衛門	小向村中瀬慶兵衛	堅紙1枚	31.4×45.8	借用銀無心の依頼。包紙あり
23	10. 13		書状	大内内奈須字祐右衛門	小向村中瀬徳左衛門	堅紙1枚	27.8×40.7	折々天秤借用の件。包紙あり
25-1	亥 6.		覚	慶兵衛	白杵侯佐五右衛門・龍松	切紙1枚	16.9×27.7	戌9月・11月分錢差引勘定。判「椎葉村小向村中瀬氏」あり
25-2	亥 6.		覚	慶兵衛	白杵侯三之允	切紙1枚	17.0×51.1	戌9月・10月、亥2月・4月分錢差引勘定
25-3	亥 6.		覚	慶兵衛	白杵侯権兵衛	切紙1枚	16.8×27.0	戌4月・6月分錢差引勘定
25-4	亥 6.		覚	慶兵衛	白杵侯常助	横折1枚	12.3×37.9	2月21日分下福良・尾田・山中村での升目勘定
25-5	亥 6.		覚	慶兵衛	嘉右衛門	切紙1枚	16.9×70.5	戌6月・9月・12月、亥2月・6月分差引勘定
25-6	12. 22		覚	慶兵衛	入子まさ仁六	切紙1枚	15.5×36.5	8月17日分芋・茶等錢差引勘定
15-7	寅 6. 28		覚	慶兵衛	上椎葉村喜右衛門	切紙1枚	15.0×33.8	戌9月8日分錢茶等差引勘定
25-8	寅 6. 22		覚	慶兵衛	幸助	切紙1枚	15.5×47.6	戌11月・12月の酒・瓶付等代錢、茶にて差引勘定
25-9	3. 10		覚	慶兵衛	小向村中瀬丈七	切紙1枚	15.4×70.8	戌年内、亥12月分茶・蜜・羽織代等、茶・茸にて差引勘定
26-3	閏 11. 5		覚	久保村椎葉喜三郎	竹枝尾中瀬慶兵衛	堅紙1枚	31.5×37.1	錢600文借用、利分として「大やほの茶へん」差置
26-9	6. 7		覚	受取大河内椎葉治郎右衛門・椎葉治三右衛門	今度弥三郎便の茶代銀、禮請取	堅紙1枚	25.0×37.8	
27-2	亥 9. 11		志やうもん	中山市左衛門	中瀬徳左衛門	堅紙1枚	24.4×28.7	上納・講錢に差支に付亥6~9月合銀11匁5分3厘借用、利分として1月1日人手間
28-5	巳 3. 6		覚	黒木六郎左衛門・椎葉忠右衛門・奈須源右衛門	竹ノ枝尾中瀬与次右衛門・中瀬合右衛門・椎八平之丞	堅紙1枚	25.0×57.5	新十・政之十ら脇木屋7人を本木屋並に公役申付べきところ、新宅に小屋懸の場合三年は無公役、三年過は諸事勤める様申付る。
29-1	亥 6.		覚	慶兵衛	松尾六兵衛	切紙1枚	16.9×35.0	戌2月~亥2月迄の差引勘定。包紙あり
29-2	亥 6. 28		覚	慶兵衛	川ノ口仁兵衛	切紙1枚	15.2×42.5	酉11月算用の差引勘定
29-3	亥 6. 26		覚	小向慶兵衛	望田伊兵衛	切紙1枚	15.2×56.6	亥3月より麴・煙草・染・米代に対する茶の差引勘定
29-4	亥 6.		覚	慶兵衛	川ノ口甚兵衛	切紙1枚	16.8×44.2	戌9月~亥7月借用に対する茶の差引勘定
29-5	寅 1. 20		覚	川崎屋市兵衛	中瀬徳左衛門	切紙1枚	16.4×19.3	椎草仕切銀等渡済のこと
29-6	1. 18		覚	糸ちこや和助	豊後屋御家	切紙1枚	16.2×25.4	紺麻御衣・紺地綿御編袷袋代銀書上

仮番号	年、月、日	西暦	表題	差出	宛所	形態	法量	内容・備考
29-7	2. 10		覚	肥後屋忠右衛門	中瀬徳左衛門	切紙1枚	14.8×56.2	線香・刷毛櫛・水引・肴等代銀勘定書上。「豊後高松肥後屋」判
29-8	1. 23		覚	竹屋吉右衛門	徳右衛門・加嶋屋喜兵衛	切紙1枚	16.8×38.4	糸・布等代銀書上
29-9	丑 1. 3		覚	手本七兵衛	徳左衛門	切紙1枚	18.1×30.6	代銀書上
29-10	1. 16		覚	表具屋喜右衛門	豊後屋友七・日向□□ 兼中	堅紙1枚	23.9×21.2	表具代銀書上
29-11	11. 29		口上	矢部屋平右衛門	椎葉徳左衛門	切紙1枚	15.5×36.9	61斤入煙草2俵を使者へ渡す(煙草1斤=28文替)
29-12	2. 9		覚	利兵衛		切紙1枚	17.0×22.8	鯨・大根代銀書上
29-13	2. 21		覚	久保村傳兵衛	清八・中徳様分	切紙1枚	18.5×24.2	中瀬徳左衛門分酒3斗8升余代銀書上
29-14	亥 9. 29		覚	平野屋善兵衛	中瀬徳左衛門・慶兵衛	切紙1枚	16.9×14.8	亥年分銀157匁5分請取。「日向新町平野屋」判
29-15	11. 28		目録	矢部屋平右衛門	椎葉徳左衛門	切紙1枚	15.6×21.9	国本土産として樽・肴拜受
29-16	亥 9. 29		覚	平野屋善兵衛	中 慶兵衛	切紙1枚	17.3×62.2	椎草代銀595匁3分2厘の差引勘定
29-17	1. 23		覚	かしまや善兵衛	小向徳左衛門	切紙1枚	14.3×17.0	「せんごく仕立賃」150文請取
29-18	丑 12. 27		覚	かしまや善兵衛	徳左衛門	切紙1枚	16.1×28.2	銀500目請取、差引勘定
29-19	1. 16		覚	越後屋金助	中瀬徳左衛門	切紙1枚	15.3×28.7	黒手奥嶋1反(裏薄キ木綿仕立共)代銀19匁、他書上
29-20	1. 11		覚	いせや吉左衛門	中瀬徳左衛門	切紙1枚	15.0×32.4	大上・合合羽・大上煙草入他、代銀1貫25文請取
29-21	亥 9. 1		〔覚〕			切紙1枚	15.8×77.0	徳左衛門・理兵衛・与右衛門ら銀差引勘定書上
29-22	亥 9. 1		〔覚〕			切紙1枚	14.8×57.5	2月6日原尾の次郎七へ6匁渡、以下各人差引勘定書上
29-23	亥 9. 26		覚	樽屋利兵衛 〔日向新町平野屋〕 善兵衛	中瀬慶兵衛	切紙1枚	17.1×62.0	椿2駄38貫400目代銀84匁4分8厘に対し、鬼神野村よりの駄賃12匁他差引勘定、戌年分請取及び亥年分銀156匁1分請取
29-24	1. 18		覚	ミのや斉蔵	ぶんごや友七・御内家	切紙1枚	13.9×18.5	亀甲櫛2枚代銀23匁1分勘定書上
29-25			〔附札〕	座敷役人外山喜右衛門		切紙1枚	14.9× 5.9	
29-26			〔覚〕			切紙1枚	15.3× 7.6	煙草代銀は私宅へ差置くよう依頼
30-1	8. 28		書状	たるや利兵衛	中瀬徳左衛門	切紙1枚	14.5×60.2	当夏の茶70俵品質劣悪のため別に30俵極上茶依頼。包紙あり
30-2	子 8. 28		覚	たるや利兵衛	小向中瀬徳左衛門	切紙1枚	21.3×12.0	品代銀請取
30-3	子 9. 5		書状	たるや利兵衛	小向中瀬徳左衛門	切紙1枚	14.7×75.4	川の口分の茶70俵品質悪のため大損、他
30-4	子 9. 5		覚	たるや利兵衛	中 徳	切紙1枚	15.4×36.2	木綿・半紙等代銀39匁2分請取
31-1	〔1. 25〕		掛ヶ銭頼母子人数覚			横折1枚	12.5×39.0	湯山組・桑弓野組・不土野組惣人数17人、銀50目(7銭)掛け6月25日～11月25日まで頼母子人名書上
31-2			書状	小向村中 徳・つかい源 介・同くら助	樽屋利兵衛	切紙1枚	14.9×43.8	銀100目借銀と反物・染物・飯米等調達願。「馬見原樽屋利兵衛」判
31-3	11. 23		覚	布屋		切紙1枚	16.0×57.0	反物代銀勘定書上
31-4	寅 1. 5		覚	川嶋屋市兵衛	中瀬徳左衛門	切紙1枚	16.4×21.0	金8両2分・銀293匁4分×800目代銀渡
31-5	1. 17		覚	さ、や治兵衛	中瀬徳左衛門	切紙1枚	14.4×38.1	枕・盃代銀71匁2分書上
31-6	1. 17		覚	さ、や治兵衛	中瀬徳左衛門	切紙1枚	14.4×20.8	朱枕40揃代銀40目勘定
31-7	寅 1. 15		覚	越後や善吉	豊後や御家	切紙1枚	15.5×21.9	帯・紺緞子代銀14匁書上
31-8	1. 19		覚	かぎや半兵衛	中瀬徳左衛門	堅紙1枚	23.2×24.4	古手かず6匁・拾羽織代銀162匁、大坂表引替のため渡す様依頼

仮番号	年.月.日	西暦	表 題	差 出	宛 所	形 態	法 量	内 容・備 考
31-9			伊勢両宮永代太々御 神楽講 〔宿手形〕	〔講元長門屋吉兵衛 ・大坂江之子等〜〕 ぶんごや友七・代宗八		横折1枚	14.5×45.4	伊勢参宮時の世話宿名書上。「舍」字を笠に附すこと
31-10			〔宿手形〕	ぶんごや友七・代宗八		短冊1枚	31.6× 9.0	「京のやど三条大はしひがしづめ町豊後屋友七と御たづねね被成候へハまざれ無御座候」
31-11			〔宿手形〕	ぶんごや友七・代宗八		短冊1枚	31.6× 9.0	「京のやど三条大はしひがしづめ町豊後屋友七と御たづねね被成候へハまざれ無御座候」
31-12			〔宿手形〕	ぶんごや友七・代宗八		短冊1枚	31.6× 9.0	「京のやど三条大はしひがしづめ町豊後屋友七と御たづねね被成候へハまざれ無御座候」
31-13			〔宿手形〕	ぶんごや友七・代宗八		短冊1枚	31.6× 9.0	「京のやど三条大はしひがしづめ町豊後屋友七と御たづねね被成候へハまざれ無御座候」
36	亥 9. 13		御買物之覚	伊丹屋善兵衛	椎葉丈七	横帳4枚	15.6×46.5	木綿反物・羽織・袴・釘等代銀勘定書上
37	申 6. 15		平野屋善兵衛殿引合 帳	小向村中瀬徳左衛門	〔平野屋善兵衛〕	横帳8枚	12.2×37.5	申6月15日〜戌12月8日までの平野屋との差引勘定書上。細島塩屋が証人立合
38-1			参詣次第			一紙1枚	18.5×49.6	「先前齋、早且行水、次進神前〜」参詣の手順。包紙あり
45			平田大明神奉射一子 箭数御立願御赦 覚	竹野枝尾・川野口名		札 1枚	40.5× 9.7	御赦札
46						横折1枚	12.3×35.5	穂北・長崎などの人名書上。断簡
48			〔漢字辞典〕			冊子139 枚	15.7× 9.0	後半欠

